

道路事業・街路事業の総合評価手法についてのポイント

ポイント 1：評価の基本的手法

「広義の多基準分析」(英国型)と「狭義の多基準分析」(日本の高速道路・ベルギー型)の両方式のバランスを考慮した案とする。

(一般道路の事業採択の考え方を適切に表現することができる評価手法とする。)

ポイント 2：評価項目の体系

評価項目の体系は「公共事業評価の基本的考え方」の体系に準拠し、大項目(計 10 程度の項目群)で構成し、それぞれについて点数化(AA~D等のランキング)等を行う。

(大項目:「B/C」「採算性」「道路利用者が受ける直接的影響」「波及的影響(住民生活)」「波及的影響(地域経済)」「波及的影響(安全)」「波及的影響(環境)」「波及的影響(地域社会)」「事業実施環境」により構成。)

ポイント 3：大項目を構成する指標の構成

大項目のうち「道路利用者が受ける直接的影響」「波及的影響(住民生活、地域経済、安全、環境、地域社会)」「事業実施環境」については、それぞれ、2~3の評価指標で構成する。(指標は、現行の客観的評価指標で評価を行っている約 60 の評価項目を網羅しつつ、合計約 20 指標に集約。)

各指標の評点は 5 点満点とし、定量的な指標値の算出から閾値により評点化するものと、客観的位置づけあるいは定性的な効果の確認等により点数を与える指標が混在するものとなる。

大項目を構成する 2~3 の指標間の重み付けの必要性の検討を行い、大項目ごとに指標の点数を合計する等により、大項目の点数(AA~D等のランキング)を算出する。(なるべく各指標は同程度の重要性を持つと考えられるように設定する。)

各指標それぞれについては、高速道路の総合評価に用いた指標をベースとして指標化。同じ項目であっても、高速道路と一般道で求められる機能が異なる場合及び一般道ならではの評価項目については、効果を適切に表すことができるよう指標化。

(ケーススタディを通じて、効果が適切に表されるよう、必要に応じ指標の見直しを行う。)